

日本ジオパーク委員会謝金規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、日本ジオパーク委員会委員の謝金について、その支給基準を定めることを目的とする。

（謝金の額）

第2条 謝金の額は次のとおりとする。ただし、審査方法の変更などにより従前の審査体制が著しく変更される場合は、委員長は委員会に諮って変更することができる。

- 一 委員長 20,000 円／回（事前協議を含む）
- 二 副委員長 15,000 円／回（事前協議を含む）
- 三 委員 10,000 円／回

（補則）

第3条 この規程に定めるもののほか、謝金に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、201〇年〇月〇日から施行する。